

「託送料金認可決定取消訴訟」控訴審第6期日・記者会見・報告集会記録（確定版）

【日時】 2024年11月27日（水） 15時40分～17時30分

【場所】 福岡県弁護士会館 401会議室

進 行 それでは始めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。本日はマスコミ関係の方も来られていますので、記者会見と報告集会という形で進めさせていただきます。お手元の資料ですが、頭書きを付けていますので、それぞれご確認くださいと思います。今日の資料は、9種類の資料があります。それでは、弁護士さんからの説明は今日はなしで進めたいというふうに思います。ではまず日高代表理事会から一言お願いしたいと思います。

日 高 皆様本当に今日はお疲れ様でした。雨の中足元の悪い中、たくさん集まっていたくださりありがとうございます。控訴審第6回目ということで、注目の、皆さんの熱い視線を送った中での今日の期日だったと思います。これからまた皆さんと今日のことを振り返りながらの報告と、また皆さんの感想などをお聞かせいただければと思います。私たちがずっと言い続けていることは同じですので、おかしいということをおかしいということ、それを訴えているというこの裁判ですけれども。今日結審ということになりました。次回、2月26日に判決が出され、結果が明らかになると思いますけれど、私たちが今までずっと訴えてきたことがどのように判断いただけるのかということを目を注ぎ、もう少しありますけれどその日を待ちたいと思います。またここまで弁護士の皆さんに準備いただいて今日の日を迎えていただけましたこと、本当に感謝いたします。皆さんといろいろ振り返っていきたいと思います。今日は有難うございます。

進 行 それでは記者の方から質問などいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

記者 A 一つ、質問をさせていただきます。今日結審ということになりましたけれども、最後、証人申請等もされていたのは不要だと、それから、もう反論は不要だというふうな国側の対応、それから裁判所の今日の結審という判断、それと原告の皆様方の主張を踏まえて、今日結審になったことをどういうふうに受け止められたかを、まず教えていただければと思います。

小 島 国がまず反論しないという話ですが、国は前回7月31日付の書面で反論しました。率直に言いますと、その反論自体がほとんど反論にもなっていないような内容なんです。今回言ったのはそれをもって十分に反論したということですので、逆に言えば、それ以上反論することはない、できないということであると思いますので、ある程度我々が押し込んだ成果だと思います。それで、これ以上やっても、国にとって有利な材料は何一つ出て来ないということですよ。もし今後何か有利な証拠が出てくる可能性があるんであればさらに審理を続行するって話になると思うんですが、八田先生の証人尋問をやってみたところで、国に有利な材料は出て来ないだろうし、さらに何か反論すればそれに対して、また反論を

こちらが出してより一層深まっていくので、そういう議論はできるだけしたくないと、もう早期に結審をして終わりたいということですね。国のほうとしてはもうこういうエネルギー政策について何があっても最後のところは裁判所は我々を守ってくれるんじゃないかという厚い信頼感があるのかもしれないですけども、率直に言って今日のこの内容で負けたらもうなんか日本の裁判所に希望がないような気がするので、絶対勝ちたいと思います。逆に言うと、これはそこまでかなり押し込んだ結果の反映として、国の側は何も言わなかったと。それで、裁判所もこれ以上もう聞かなくても判決はできるというところに至ったというところだと思っております。

記者A そうしますと、その判決への見通しというか、手応えということで言うと、今ちよつと言っていたところもあるかもしれませんが、もう一言、もう一声、お願いできませんでしょうか。

小 島 はい、一審の時点でも実はこの事件というのは勝訴できるのではないかというふうに思っていたんですが、全くとんでもない理屈で一審では負けてしまいました。それで控訴審になって、非常に大きなポイントの第一はやっぱり八田先生に関与していただいたというところですね。それで、八田先生から「電力自由化とは何か」とか、あるいは「託送料金に関しての原則とはどういうものなのか」という国際的な水準を踏まえた話がされて、しかも八田先生は、平成11年（1999年）に日本で電力自由化が初めて導入された託送料金制度ができたときの審議会の委員をされていて、当時の経過を直接体験して知っている人なんですね。それで、今の経済産業省の官僚っていうのは基本的には3年でどんどん交代していきますので、今の官僚の人にその当時を経験した人はほとんどいない。おそらく今の課長クラスまでいっても、下手するとその当時経済産業省にいたかどうかもわからないですよ。課員の人で誰か経済産業省に入っていたって人はほとんどいないんじゃないかというふうには思います。だから当時のことは全くわかっていない状態で、誰かが平成11年の報告書はこういうふうに理解できるんだと言ったことをそのまま信じて言っているという状態なんだろうと。要するに何となく伝聞と推測でモノを言っているのに対して、八田先生は自分が体験した事実に基づいてこうだと言っているわけですから、それは全然意味合いが違う話ですよ。

また、今日最後にちょっと触れたんですが、この間2つほど最高裁判所で委任立法の違法を明確に認めた裁判の判決が出ています。

一つは今日の弁論の中でも触れた、泉佐野市がふるさと納税の問題でふるさと納税の資格を取り消されたという事件について、告示が地方税法違反だということで認められた最高裁判決というのは一つあります。

それからもう一つが医薬品のネット販売ということで、薬事法の規則がやっぱり違法だというふうになったというものがあります。

それぞれ特徴的な要素がありまして、医薬品の事案では、政府の中にも相当意見が分かれていたというところが一つの要素として考慮されています。つまり当時、それが議論されていた当時がまさに規制改革の議論があった中で規制改革を進める側からは、ネット販売をある程度解禁してもいいのではないかという議論

もあった中で、厚生労働省は極めて限定的なものしか認めなかったという形になったということで、そのことが最高裁の判決の中でもかなり詳しく認定されていてそれを前提にやっただと。それがあったので、今回平成11年の報告書はこういうものだったのだと。政府がもともと考えていた原則はこうで、それを踏まえてそれと同じような意見を持ってきたが、政府の委員としてずっと動いてきたんだ。だから政府の中でもそういう意見がずっとあって、それをいきなり平成29年(2017年)になって、突然新しく違う方針が打ち出されたと。こんなことが政府の決定としてあっていいのか。つまり我々は政府が一貫して取ってきた政策におかしいと異を唱えているのではなくて、もともと政府がとっていた政策からしてもこういう政策はおかしいんだという議論を出しました。この議論のほうが裁判所的には乗りやすいのではないかとということが一つですね。

それから泉佐野市のケースというのは、その判決の中で特徴的なのは、政治的な判断事由、政治的な判断をすることは国会の権限である。専門技術的なものだけが大臣の権限だということを言っていて、まさに今回の賠償負担金とか廃炉円滑化負担金をどうするかというのは政治的な判断事由である。だから、それを大臣の権限にするのはおかしいという議論が泉佐野の事件であるので、それを今回の事件にも引いてきたと。それで八田先生はおそらくその議論があることを知って意見書に書いているのではないかと。八田先生の意見書で初めて出てきた議論なんですね。それで泉佐野の事件というのは阿部泰隆さんという、行政法学者が代理人になっている事件なんですけれども、その阿部さんと八田先生は面識があるので、その辺からヒントを得たのかもしれない。

ですから先ほどの政府の中のもともとの意見の主旨からしても違うんだというところと、さっき言ったように、泉佐野の判決に照らしてみてもこうなんじゃないか議論。どちらも裁判所がのりやすくするために、過去の最高裁判例だとかそういうものの流れを意識してやっていくというのがあります。

それから会計原則もそうですよね、そういう意味では別の次元でやると。ただ会計原則に関して言うと非常に怖いと思うのは、裁判所というのは会計原則をどこまで理解しているのかわからないところがあるんですよ。本当になんていうのか、日本の裁判所って会計だとか自然科学とかいう話になると急に消極的になる、よくわからない世界だと逃げちゃうところがあるので、そこは心配ですけど、まあただあまりにも問題、今日でもしましたようにだって他の会社のお金を自分の会社のお金の経費にしちゃうっていうのは誰が考えてもおかしいし、そういう決算書がヨーロッパとかアメリカの投資家に見えているわけですよ。そんなことを経済産業省が言っているのか。こんなことが通るようになったら何でもありになってしまうので、本当におかしいと思いますけれども、そういうことをちゃんとやったというところも大きなポイントだと思っています。

あと今日4つ問題だと言いましたが、2番目のところで電力自由化を言いましたが、これも多分裁判所が最もわからないところを、実は昨年12月の第2回弁論の時に言った中身を少し今回また簡単に話をしたということです。

まあこの間の控訴審での審議の全てを集約しながら裁判所が受け入れやすい論

理は何かということを探りながら、今日の意見陳述をしたという感じで考えております。

記者 A はい。ありがとうございます。もう一点だけすみません。この平成11年の報告書、これがそもそもそういう意味ではなかったという主張は、一審のときはあんまり、平成11年の報告書の中身自体、あんまり主張されてなかったように記憶しているんですが。これは一審判決を受けて控訴審のところにいくところで発見された事実というような位置づけになるのでしょうか。

小 島 まあ、そうなんですね。要するに一審判決で、そもそも条文には原価に基づいて託送料金を算定すると書いてあるので、原価でないものを徴収することができるというような解釈が認められるとは到底考えていなかったんですね、まさか。それで平成11年の報告書もそういうことを言っているわけではないというところでは言っていたと考えていたので、そんな議論をするまでもなく裁判所は理解してくれるだろうと思っていたのが、全くそうではなかったということなので、改めてその議論をきちんと出したということと。

もう一つやっぱり八田先生とディスカッションしていく中でそのことに強く気付かされたというのもあります。やっぱり政府の議論でそんな馬鹿な議論があるわけがないという話があつて。これはね、何でそうなったかと言うと、ひとつは八田先生がずっと委員をやっているわけですし、その間。平成11年も委員やっているし、26年も委員をやっているんで、最初に意見書を昨年の9月の頭に出してもらったんですけども、その意見書を出すときに八田先生も気にしたんですよ。自分が委員をやっている時に政府が、私が言っていることと違うことを言っていたらまずいよねというふうに言われたので分かりましたと、じゃあちょっと全部一通りもう一回チェックしてみますと。本当に先生が言っていることと違うことを言っているようなものがあるんですかと。それで確かに一審判決を見ると違うことを言っていたかのように書いてあるわけですよ。調べてみたらそんなことは一言もないんですよ。だから八田先生が言っていることと矛盾することは全くなくて、むしろそれを裏付けるようなことが報告書に書いてあるので、そこで見ると、そもそもそういうことすら言っていないのにそういうことを言っていると書いて出してしまふ、あるいはそういうことを言っているとして大臣に答弁までさせてしまふっていうこと自体が大変大きな問題ではないかということに気づいたので、それ以降はそのあたりをずっと強調してきたというところでございます。

記者 B 一点だけ八田意見書に対して。この判決がどのように取り扱われるかというのが注目されるポイントかなと思っているんですけども、そもそもこの意見書に対して国側はどんな反論をしているのか教えていただければと思います。

小 島 一応、グリーンコープのホームページに国の準備書面も載っているんですよ。7月31日の準備書面で八田先生の意見書に対する反論っていうのが3点くらい出されています。1点目はですね、価格がどう決まるかというところで、相対契約が実態としては多いので、相対取引による契約が多い中で市場によって価格が決まるということは無いんだということを言っているのが第一の反論です。これ自体とんでもないんですが。それから2点目が、それとの関係でもし基本的に

価格が同一だとしても、負担の公平性は保てないんだということを言っている、これが2点目です。それから3点目が、八田先生がそもそも賠償負担というのは原発事故が起きたところがきちんと負担すべきなんだとそれは原子力損害賠償法からいってもそうなんだと。その法的責任をきちんと果たすということをしてないままに他の需要家に負担を求めるというのは間違っていると、これは八田先生が、実は東電の福島第一原発の事故があったときから言っている話なんですね。要するに八田先生というのは、実は自由経済論者でして、市場経済論者なんです。だからいわゆる規制改革論者でもあるのでその立場を貫くと、自由に経済活動をする結果は悪いやつがのさばっちゃうということになりかねないという問題があるんですけども、そこをどう是正するかということを八田先生が言っているひとつの理屈は、もしそれが安全への配慮だとか不適切な物質を使うとかいって誰かに被害を与えるようなことがあったときには、その被害をきちんと賠償するという責任を負うべきだと。そういうことをきちんと負担するということをししないと悪貨が良貨を駆逐することになると。悪貨が良貨を駆逐するということを防ぐためには、問題を起こした業者はきちんと責任を負担するということさせなきゃいけないというのが八田経済理論の中にあるわけです。だから自由市場によって決めることによって資源配分が適正化するけども、その自由市場の中に於いて問題を起こしたものはその責任をきちんととるということが大前提であると。その両輪の輪なんですね。その責任をきちんととるということをしないと結局自由市場も機能しなくなるというのが八田先生の議論なので、そういう点で言うと東電の事故を起こした以上は東電はあの時点で法的整理をして全財産を吐き出すべきだった。それをしないのに需要家に負担を求めるというのは全く論理がおかしいということを言っていたことに対して、国はこともあろうに、それはある一定の特別な政策論であって、全く独自の意見だって書いたものですから、実はその八田先生が言っていることは、原子力損害賠償法に書いてある通りのことなんです。原子力損害賠償法は原子力事業者がまず損害賠償責任を負いなさいと。それで、それ以外の人に損害賠償責任を負わせてはいけませんと条文にも書いてあるわけです。ですから、その賠償責任を貫くために損害賠償措置という、要するに保険契約をしたり、政府と補償契約を締結したりしなきゃいかん。だから要するに事故の賠償負担をきちんと原子力事業者が負えと、それをちゃんと払えるように保険とかに入りなさいと。それで実はこの法律というのは確か昭和61年、1963年ぐらいにできた法律だと思いますけれども、その当時から実は損害賠償措置額という1200億円って変わってないんですよ。だって1961年と今の物価水準と言え下手すると10倍くらい違うので、1兆2000億で足りるかどうかって言う議論はあって、福島第一原発事故で言えばもう一桁以上違っていますからね、12兆とか15兆になってますので、そこは一桁違っているんですけど、それでも数兆円の規模の賠償措置をすべきところをずっと政府も怠ってきて1200億でいいとしてきたわけですからけれども少なくともそういうふうにして損害賠償措置としてそれで足りなかったら後は政府が負担しろと言う理屈の仕組みなんですよ。だからそのとおりのことを自分は言っているに過

ぎないんだと。もう原子力損害賠償法が言っている通りのことを言っているのにそれは独自の政策論だと言っているんで、それはおかしいよという、この3つだったと基本的には思います。向こうの主張の骨子はね。だから、ちょっとそれだけだと何か非常に迫力が欠けている気がするんですけども、まあそういうことを言う。だからそもそも相対契約があるから市場で価格が決まるわけではないということをこの時期においても、なお主張するセンスがなんかもういっちゃっていますよね。しかもその相対契約の話をする直前のところで何を言っているかと言うと、電力供給というのはね、非常に大規模な発電所を作って、大規模な発電所による電力供給をすることが必要なので、非常にお金がかかってくるものなんだと。それで今日言いましたように電力自由化というのはそういうのはもう止めましょうということなんです。いったいいつの議論をしているのですかと。もうヨーロッパで言えばそういう議論は1990年の議論ですよ。今からもう30年以上前に終わっている議論を今もつて経済産業省は書面に書いている。もう何て言うかこうそのセンスが無いんです。だから、ある意味で八田先生が見るとこんな議論は全く論理的ではないと思うんです。我々が怖いのは裁判所ってのはそこはわかっていないので、その30何年前の議論だけど、なんかそういうふうに書かれるとそうかなと思う可能性があるんでそこを、いやそうじゃあないんだようというのをどうやって伝えるかっていのも今回の課題だったというところですよ。だから今言った3点が基本的に八田意見書の問題点として示してきたのはその3点だったと思います。

記者B ありがとうございます。後もう1点だけ。先ほど医薬品のネット販売のお話をされていましたが、最高裁判決を受けて、結局これ法律改正とかそういう対応をとる形になったんでしょうか。

小 島 そうですね。それは法律改正に至りました。泉佐野のケースもそうです。ふるさと納税の話も法律改正になりました。いずれも法律改正しています。だから、今回もこれを受けて法律を改正するという議論になる可能性もゼロではありません、もちろん、ただ法律を改正する議論をするにしても、一旦これは元に戻さなきゃいかんということです。それで実はこれを元に戻すと言うと、とんでもないことが起こるんじゃないかと。要するに一般消費者に返すとか、とんでもないことになるんじゃないかという話なんですけど、今回の賠償負担金と廃炉円滑化負担金というのは基本的には小売電気事業者から一般送配電事業者が徴収して原子力発電事業者に行くっていう、この流れしかないんで、それを元に戻すだけなので、原子力発電事業者が受け取ったお金を、例えば九州だったら九州電力送配電に渡して、九州電力送配電がどこの小売電気事業者からいくらもらったっていうのはわかっているわけですからそこに返せばいいだけなので、まあ1社、2社ではないんですけど、何万とか何千とかいう規模の話じゃありません。数十というせいぜい規模の話なので、それをできないかと言うとできる話だと思っています。だからそのレベルであれば、別に根本的にすべてが覆るって話にはならないので、本当は可能なんだろうというふうに思います。

記者B ありがとうございました。

記者 C すごく不勉強で大変恐縮なんですけど、この結審という段階なので、改めてこの裁判で問われていること、何が根本的に問題だということがこの裁判で主張されて認められるべきだというふうに考えられているのかというのをお聞きしてもいいでしょうか。

小 島 基本はですね、要するに東京電力の原子力発電所の事故を受けて、その損害賠償のお金をどうやって出すのか、あるいは原子力発電所の廃炉を進めるためにその費用をどうやって出すのかということについて、本来どうするかという議論が必要になったとすれば国会できちんと議論して、国会の議論を踏まえて法律を作って法律で国民の間で負担を決めていくという話だと思うんですね。それを国会で議論して法律を作るというプロセスを全く経ずして、経済産業省は自分だけの判断で徴収を決めてしまう。こういうことがまかり通っていくと、要するに民主主義の決定プロセスというのは無くなってしまうことになるので、大変大きな問題だと思うんですね。

それから付随的にいうと、2つそれに伴って問題があつて。ひとつは、先ほど言ったように原子力発電所の事故の賠償責任を皆でどうやって負担していくのかとか、あるいは廃炉を進めるための費用負担をどうするかということは国民的にきちんと議論すべき課題ですよ。それを議論しなくなってしまうというところが大きな問題だと思います。これ、多分しないのは、避けているんだと思うんですよ。要するにそういう議論をちゃんと出すとやっぱり原子力発電所をやるのは辞めましょうという話になりますよね、普通に考えたら。ところがやっぱり原子力発電所を続けたいわけですよ、政府のほうとしては。そうするとその東電の賠償をどうするかという議論を国会で議論しないで勝手にどこかで問題解決しちゃおうということになるので、要するに問題をきちんと議論しないというふうにすることがすごく大きな問題だと思います。これがひとつ。

それと、もうひとつは、今回改めてわかったのは、やっぱり電力自由化ということを政府も経済産業省もきちんと理解していないことだと思います。これは実はですね、誰の責任かということとはよくわかんないんですけど、政府だけじゃなくてみんなわかっていなかったところが今回わかってしまったんですね。だから、今回この訴訟をやったことによって電力自由化というはどういうものだったのかということが少なくともここにいる皆さんの間では認識として共有されて、じゃあ問題点にどう立ち向かうべきかということも分かったというのは大きな成果だと思っています。例えば2022年に電力料金がすごく高騰しましたよね。そのときにどう対処すべきかという議論をしたときに、いろんな人がいろんな意見を言ってたんですけど、かくいう私が属する弁護士会もですね、電力料金の値下げのために政府は厳しい料金統制をすべきだという意見書を出したんですよ。それは全く間違えているんですよ、本来で言うと。自由市場ですから、料金統制をする話ではないんです。そのときにやっぱり優れているなと思ったのは、八田先生は何故電力料金があれだけ高騰したかの背景には、従来の旧電力が自分たちの内部だけの特別な取引をしていると、その結果市場に普通に出回る電力が減ってしまうと。だから、自分たちの内部で取引しているものだけを優遇しているわけ

ですから、その結果として本来それが出ていけば市場の電力料金は下がるはずのものが、それが市場に出て来ないので、電力料金が下がらないという現象が起きたので、ちゃんとその内外価格差問題と彼は言っているんですけど、その内というのは、例えば九州電力の発電会社が九州電力の小売会社に売る電力の料金と外部に売る場合に違いがあると、それでその違いをなくさなきゃいかんと。誰でも同じように買える仕組みを作っていく。そうすると、全体の市場に出てくる球が増えてくるので、それによって電力料金が全体として下がっていく、適正化が図れるはずなんだという意見を言っていて。本当にそうなんだなと思ったんですけど、そういうことが必ずしもあの時点でちゃんと議論されてないんですよ、我々も含めてね。だからもう一回そういうところをきちんと勉強するという気づきを与えてくれたというのもこの事件をやったことの非常に大きな意義だと僕は思っています。電力自由化の下で我々は進んでいくんだという議論ですよ。それで、こういう議論をヨーロッパなり、アメリカなりでは既に1990年代から2000年代にかけてずっとやってきていろいろ克服してきたんだということを考えると、どう考えても90年代から2000年代にかけてやったことですからね、だからやっぱり25年くらい遅れているんですよ。でも25年遅れても、多くの人がこういうことで気づけばひとつのきっかけにはなるので。そういう気づきを与えてくれた意味でも大きな意味はあったかなというふうに思います。だから、直接的には民主主義の問題なんですけど、それと同時に賠償負担金や廃炉円滑化負担金といったような問題をどう考えていくかという国民的議論をちゃんとしないということ自体が問題だということと、電力自由化の下で電力料金をどういうふうにしていくかという議論をきちんとしないということは問題だということ、この2つが今回の問題でよくわかってきたというふうに思います。

記者 C 重ねて、あえて確認するんですけど、一電力会社がそういった料金負担をさせられるのは不当だという以上の意味があるのだということはよくわかったんですけど、そこにそのグリーンコープでんきさんはそこにあえて関わっていく、自分たちは原告になるというのはどういった意味があるというか、どういった目的があるというか。

小 島 あとで、グリーンコープの皆さんにも話していただけるようにしますが、この事件というのは、やっぱり今の仕組みだと小売電気事業者しか訴訟を起せないんですね。だから別にグリーンコープでなくても極端に言うとよくて。小売電気事業をやっているたとえば生協系の団体なんかもたくさんあったりですね、市民系の団体もあるのでそういうところが訴訟を起せば、起せたんですけども。別にグリーンコープも自分のところだけでやろうとしたわけではなくて、皆でやろうとしたんですけど、訴訟を起したのはグリーンコープしかいなかったということだと思います。だから、グリーンコープさんはそういう意味ではね、本当に偉大なんですよ。こういうことをちゃんとやったことによって、いろんなことを明らかにすることができた。もういろんなことに気づけましたしね。これ本当に提訴する人がいなかったら、ここまで来なかったと思うんですよ。そういう点では大変大きな成果、まあ判決に勝ってないのに成果と言っちゃいけないんです

けど、もたらされたような気がします。

記者C ありがとうございます。

日 高 グリーンコープがこの訴訟に関わって、最初は裁判っていうとすごく怖いというか、難しいことだと受け止めました。私たち素人の組合員なので、本当にわからなかったのですが、この訴訟に関わるということでは皆で考えました。どういうふうにしようかと、本当に訴訟するのか、このことはどういうことを言っているのか、おかしいとことをおかしいということについて、一生懸命皆で考えて、本当に訴訟をするのかしないのかを考えました。私たちが電気の小売事業をグリーンコープとしてやっていく中での気づきです。私たちはグリーンコープとしてずっと以前から脱原発運動に一生懸命取り組んでいた中でこの電気の小売事業というのに取り組んでいて、今も取り組んでいるわけですけど、その中でこの託送料金の問題というのに当たりまして、「ああやっぱりこれはおかしいな」ということを皆で何年もかけて話し合っただけで訴訟まで行きました。そういう経過があります。だから、組合員が一人ひとり本当に一生懸命考えて臨時総会というものを開いて訴訟することを決めました。ずっと言ってきたことですが、やっぱりおかしいとことをおかしいとちゃんと言っていくということと、私たちの議論の中ではこの賠償負担金を私たちは払いたくないと言っているわけではないという意見がたくさんありました。この賠償負担金というのは皆で支払わなければいけないんじゃないか、自分たちはこれを払いたくないと言っているわけではないけれども、この決め方ということがおかしいんじゃないかということを訴えていくことに意味があると思っています。そしてこの裁判を経ていく中で今、司法に問うているということをすごく感じていて、この裁判の在り方、三権分立というのを習いましたけれども。裁判への署名活動も私たちはしました。公平な裁判をして欲しいということで訴えているという署名を裁判所の方に出しました。このように司法が本当にちゃんとした裁判、判断をしていくということが今回、注目だなと思っていて、それも私たちは注視するところです。自分の気持ちもちよっと伝えましたが、そのように思いました。以上です。

記者C ありがとうございます。

進 行 ありがとうございます。ご質問などをいただきました。では、先に退出される北古賀先生と篠木先生のほうから、ぜひ一言お願いしたいと思います。

北古賀 はい、北古賀でございます。今日意見陳述をお聞きになって非常に分かりやすく団長が言っていたというふうに思っていて、本当に緻密な理論構成と八田先生の意見書というのはかなり大きいウエイトを占めるんだろうというふうに思っております。裁判所が万能かというとなかなかそういうところではないというのが残念なところで、弁護士の限界も感じることもあるんですけど、ただここまでやれたというのはやっぱり団長や馬場さんが本当に一生懸命にやっていた成果かなというふうに思っております。何度も言いますが、やっぱり八田意見書の存在はものすごく大きくて、過去に電力・ガス取引監視等委員会の委員長をされていた人が自分の経験や知識、そしてその立場を超えて話をされたと、そして意見書を書かれたっていうところは非常に大きいところで、国が反

論しなかったのは、反論することによってかえって傷口を広げてしまうことになるだろうというふうに思っただけで、あえて書かないという選択肢をとったんだらうというふうに私も思っております。私が一番関心を持っていたのはこの証拠調べ、証人尋問の申請を採用するかどうかということが最大の関心事だったんですけども、まあ反対尋問権を放棄したというふうに見て、あとはその意見書の評価を裁判所はどの程度重く見るのかなというのが、判決にとって大きな分水嶺になるんじゃないかというふうには個人的には思っているところです。2月26日ってあの裁判長が移動する前になんとか判決を書きたいということだったんじゃないかという気がしますけど、微妙な3ヵ月だなど、期間として3ヵ月間というのは、ちょっと微妙な時間かなというふうには思っているところです。以上です。

篠 木 はい、篠木です。原審からここまで本当にいろいろな議論をしてきました。ただ、はじめにこの裁判を起こすときに私たちが思っていた、算定規則とかの問題点よりも、この何年間で明らかに進化したとか、いろんな問題点があるということがわかったんですよね。それはやっぱりあの大塚先生の意見とか会計学の先生のたちの意見も総合すると、やっぱり大きな問題があるということが分かりました。まあ判決がどうなるか分かりません。しかし、結局こういう問題、同じようなことをつまりどこかの省庁でこういうふうに委任があるから大臣が決めているんだというふうなときに、今回のような議論と同じような問題点を指摘することができるかもしれないんですよね。それってというのは、大きな価値があるんだろうと思います。私も初めこんなふうにどんどん進化して、ああこういう問題もあったのかって、思わないような問題点が出てきて、それが本当に為になったというのですね、そうだと思います。それから今日国が反論しないって言っていましたけれども、これは皆さん、先ほど北古賀弁護士が言ったように、かなり肉迫しているかということですね、私たちの、反論しようがない、墓穴を掘る。実はですね、反論しないというのはものすごく大きな作戦でもあるんですよね。なぜかと言うと反論すると裁判所は控訴人と被控訴人の意見を比較してしまいますよね。そしてどっちがいいかということ判断しなければならない。ところが、そういう、つまり裁判所にとって判決で触れなければならないような争点を作らないということですね。だから、この2回ぐらいの期日の間に出した準備書面というのはかなり精度が高かったんだらうなと思いますよね。だから、彼らは逃げたわけです。でも逃げたってというのか私たちにとって得になるかということ、実は向こうの戦略でもあるんだらうと思います。それから大塚先生の証人尋問が採用されれば本当に僕たちも嬉しかったんですけども、証人尋問って結果的には必要があるかどうかということですけど、専門家の方の意見なんですよ。だから、事実関係を争うんだったら、Aさん、Bさんが出てきて2人が全然違うことを言っている場合には、じゃあやっぱりちゃんと2人に尋問して裁判所は考えなくちゃいけない。でもそういう性質のものではないんですよね。事実関係を争うものじゃないから専門家の意見だから、あれを見れば分かるよねということで、必要なしということになったんだらうと思います。本当は、団長がおっしゃったように中枢で、審議会ではいろんなことを詳しいことを述べられた詳しい先生にぜひ出て

きていただければ、案外、国が何か反対尋問するときに、それによってますますなんていうか原審の判決のおかしさとかがね、浮き彫りになれば良かったかなとちょっと残り残念ではありますが、でも専門家の意見は専門の意見書を見ればいいから、わざわざ再度聞く必要はないということになったのかもしれませんが。はい、とにかく判決がどうなるか分かりませんが、勝訴を願って待ちたいと思っています。以上です。

進 行 ありがとうございます。それではここで一旦記者会見の方は終了させていただきたいと思います。続きまして報告集会に移りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは原告のメンバーの紹介させていただきます。まず日高代表理事、グリーンコープ生協ふくおかの坂本理事長、それからグリーンコープ生協くまもとの小林理事長、グリーンコープ生協ふくおかの安部地域理事長、グリーンコープ生協くまもとの株元地域理事長、それからグリーンコープ共同体的上川畑組織委員長。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。それでは参加者の皆さんから意見、質問などいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

参加者A グリーンコープの組織委員です。国のほうの女性の代表の方がモゴモゴしゃべっていて何を言っているのかわからなかったのですが、教えていただけますか。

馬 場 何を言っていたかということですが、これから私たちの主張に反論をしますか？ということなんですけれど、「今回出した準備書面は今までの主張の繰り返しだ」ということなんですけれど、「今回出した準備書面は今までの主張の繰り返しだ」というふうに言ったのがひとつです。もうひとつ、こちらは八田先生の証人尋問を申請したんですけれど、それについても「意見書と内容は同じことをしゃべるだけなので、あえて証人尋問する必要はない」というのが国の主張です。そういう発言をしました。3点目に「もうこの裁判、随分長くなっていて、これ以上この裁判を続けるのはもうあんまり良くないと、だから早く終わらせてください。だから国としてはもう今日で審議終結することを希望します」という3点を国のあの女性の方はモゴモゴ言っていた。要約するとその3つです。早く終わってくださいということです。

参加者A ありがとうございます。

参加者B 静岡から参りました。グリーンコープの皆さん、そして弁護団の弁護士さんたち、本当にお疲れ様というかまずひとまずありがとうございます。私は静岡からきて傍聴も時々させていただいているんですけど、「グリーンコープの託送料金訴訟を支える会静岡」というのを作っております、これは先ほど記者さんたちがいらっしゃるときにお話ししたかなと思うんですが、私たちも実はグリーンコープが裁判を検討している間、消費者として裁判ができないかということで裁判を静岡で呼びかけました。脱原発のことを願っているのは、浜岡原発を持っているので、とても県内多いんです。その方たちに相談して、並行して弁護士さんたちを探しましたが、まず弁護士さんで、東京からいらしている小島弁護士のように、まず国を相手の裁判をしたことがないし、電気のこともわからない。一から

勉強するのは僕たち忙しいからとっても無理っていうのと、お金がかかりますよっていうことを言われました。そして私たち市民のほうはやっぱ長い裁判になるし、国を相手取ってやるとすれば、どうやってお金を集めるんだっていうことが問題になって、やっぱりどこも無理だろうっていう。本当に3カ月くらい調整したんですが、無理だったという経緯があります。その私はやっぱりおかしいことはおかしいと言わないと、国はおかしいままやっちゃっていいんだと思うことが嫌で、どうしても裁判をしたいと思っていたものですから、グリーンコープでんきが裁判を起こしてくださるということに、本当に感謝しかありません。ここまでいろんなことも教えていただきましたし。長くなりましたが、ここまでこられたことを静岡でも伝えることができますし、今日ももしかしたらZoomで見てくれているかもしれません。並行して、静岡で何かできることがないかということで、皆さんも協力していただきましたでしょうか、インターネット署名を立ち上げてまして、本日第2次の署名簿を馬場弁護士の仲介をいただきましてとかご一緒に行っていただいて、署名簿を提出してまいりました。その署名の内容というのは、まさにこの結審したときに出せてよかったなという、「託送料金取消訴訟に法律に依拠した公正な判決をお願いします」ということを1点、署名でお願いしています。2点目は「裁判所が法の支配の砦であることを切に期待しています」ということを、署名の項目にあげています。何かと言うと、国が不正というか、不法なことをしているときにそれを止められるのは裁判所しかないんですよ、お願いしますという署名を上げることができました。インターネットですからもっともたくさんの方の署名が集まるかと思いましたが、署名としては全てで3157の賛同者しか集まりませんでした。しかし、その間18268回のアクセスがあつての署名だったり、グリーンコープの裁判を知っていただくことができたので、まあ何もやらないよりは良かったなという思いをしております。そんなことで、判決がどうなるか分かりませんけれども。実は浜岡原発を止めてくださいという仮処分裁判をしておりました。浜岡原発が立ち上がる時の耐震基準というのは530ガルで、大きさですね、あの許可が下りていました。東海地震、当時、今は東南海地震、東海地震の予想震度が850ガルと国が言っていたんです。それをみんな誰もチェックしない。県も誰も。でも私たちは東海地震がきたら浜岡原発はもう本当に潰れるということを主張し、それは弁護士さんたちのおかげなんです、850ガルというものがくるのに、作ったときの国の基準が530ガルだと潰れるでしょということを訴訟に書いていったんです。その他いろいろ国も同じようにモゴモゴ言っていましたけど、でも中部電力は1号炉2号炉の耐震設計になってないんですけど、判決を待つ前に廃炉って決めたんです。これは私たち市民がみんな850ガル来るのに、もたないんだよって裁判で主張しなかったら、やっぱり自分たちは黙っていたと思うんですよ。地震なんて500年後かもしれないって言って。でもやっぱり裁判の判決で勝たなくたって、こうやって社会は変わっていくんだっていうとき、廃炉っていう新聞記事を読んだとき、私たちに言って来ずに新聞かよと思いましたけど、やっぱり皆泣きました。やって良かったねって。未だにその判決って下りてないんです。

なぜかっていうと、私たちが主張していたそのままのことが福島第一原発で起こったからです。だから、主張しなきゃだめだと思います。そして裁判って公的な記録なので、後からでも皆見てもらえます、弁護団がしたこと。そういう意味もあることをグリーンコープはしてくださったということで、本当に組合員の皆さんに感謝をしています。長くなりました。本当に2月まで判決を楽しみにしております。ありがとうございました。

参加者C 弁護団の皆様、今日は本当にありがとうございました。今日に限らずこれまで、振り返れば組合員や地域の人と一緒に学習会をするところから始まった、とっても今日まで長い月日がありましたが、その中で弁護団の先生方もいろんなことに気づかされたというふうにおっしゃられましたが、私たちもとっても学ぶことが本当にたくさんありました。子どもたちに納得できる社会を手渡していきたいという思いの中、まず自分が知るところから、そして一緒に知っていくことから始めようというところで、最初に代表理事がおっしゃられたように、決め方に納得をしたい、払う、払わないではなく、まず決め方を大事にしたいというところで、本当に素朴なそういうところから始まった裁判だったと思います。そして今日を迎えるときに、前回は踏まえて国がどんなふうに反論してくるんだろうってとっても注目していたんですけど、私も何をおっしゃられているのかよくわからなくて、これは報告集会でよくよく解説していただかなければと思ったんですが、ちょっと表現があれですが、逃げどころを許したくないなと言いますか、先ほど戦略というふうにおっしゃられましたが、そういう戦略なんだなというふうに教えていただきました。その逃げるというところに、税金も使われるんだなとかいろんなことが頭の中をぐるぐる回ったりもしながら、2月の判決を楽しみに、今は待ちたいと思います。そしてあのネットの署名活動をしていただいたこと私のところにもメール届いていまして、とても感謝しています。いろんな方に支えられた裁判だったと思います。本当にありがとうございます。

参加者D どうもグリーンコープの皆さんありがとうございます。私は店舗組合員というのか、あんまりグリーンコープ自体にそんなに関わってはいないんですけども、グリーンコープでんき契約者なので、グリーンコープでんき通信が隔月送ってくるんですね。最初それだったかな。それでこの裁判のことを、はっきり覚えていないんですけど、知って。皆さんが言われていたように、国民的な議論もしないで賠償負担金だとか廃炉負担金だとかそういうのが電気料金にのってくるというのが納得いかない。皆さんもそうだったと思うんですよね。それで傍聴するようになりました。それで本当にこの裁判をされたということの意味をね、すごく重いつていうか大きいことだなってつくづく今も改めて思います。というのは、最初のすごく素朴なそういう廃炉負担金だとかそういうのが議論もせずに上乗せされる、大臣が決めただけでそういうことができる、というのがおかしいということでした。また電力自由化というのがそもそもどういうものなのかというのを教えてもらった。今もってはっきり理解しているのか、ちょっと怪しいんですけども、そういうのもありました。今日陳述では会計の原則ということから見てもおかしいんだよと言われて、よその会社の費用を託送料金に上乗せするとい

うのはおかしいでしょうって言われて、あっそうなのかって今さらわかったような感じで、本当にこの裁判の意味っていうのは大きいなと思いますし、先ほど新聞記者の方がよく不勉強で分かっていないんですけど教えてくださいって質問され、その応答がすごく要約されていたので、そのことが新聞に載ることを期待しています。この裁判に関わっていない方たちにも知ってほしいなと思いました。そして法廷で国側の代理人の方たちがすごくうなだれていたのが印象で、これは勝ったなと思ったんですけどもどうなんでしょうね。裁判所が会計だとか、そういうことに対してすごくしり込みしたような判断をするから、どうかとおっしゃっていたのでちょっと不安になりつつも2月を迎えたいと思っています。絶対勝つんだって思っていますが、どうなるんでしょうね。以上です。

参加者E 熊本からきました。普通の組合員なんですけど、今日初めて参加させていただいて自分の知らないことがたくさんあったので、また帰ってからちょっと勉強し直そうと思っています。もうおかしいことをおかしいというよりも、なんかもう通り越して腹が立ったという感じですね。やっぱり国会で決めなくて経産省が進めていくということは本当におかしいですよ。それにちょっとびっくりしました。また電力自由化について、アメリカが自由化して25年も遅れて日本で自由化されたということも初耳でした。先ほど話の中にありました、損益計算書のところで収益でないものを収益とか、費用でないものを費用とか、そういうことがもうまかり通っているんだなっていうのにちょっと驚きました。ちょっともう時間もありますので、これで終わらせていただきます。今日は本当にありがとうございました。

参加者F お疲れ様です。くまもとから参りました。今日はありがとうございました。私は初めて傍聴しました。私は、裁判のイメージとして、裁判所から走ってきて「勝ちました」という紙を見せる場面を想像していましたので、今日判決が出るのかなっていうふうに思っていたんです。判決は3ヵ月後ということですが、これはこのぐらいかかるものなのかをお尋ねしたいです。それと今日3社の新聞社の方が来られていたので、もっとニュースとかに取り上げてほしいなと思いました。なかなか若い方は、新聞を取ってないとか、読めない方とかたくさんなので、せっかく国に対して裁判を起こしているの、もっとカメラとか来てほしいなと思いました。3ヵ月後の判決というのが普通なのかどうか、お尋ねします。お願いします。

馬 場 短い、普通の裁判とかだったら、大体1ヵ月くらいで判決が出るんですけど、こういう行政事件とか大きい事件だと、3ヵ月、4ヵ月くらい判決まで時間がかかるのがやっぱり一般的なので、このぐらいかかっても当然りかなというふうには思っています。当然、判決書も5枚10枚のものではなくて、多分今回の控訴審の判決でも40枚50枚60枚そのぐらいになる可能性もあるし、そのぐらい書いてもらわなければ困るので、それを考えると3ヵ月かかるのも当然かなと。私たちはもう少しかかって、3月の末くらいかなと思ってたんですけども、3ヵ月4ヵ月くらいは一般的にそのぐらいかかると思っています。

参加者F ありがとうございました。楽しみにしています。

- 参加者G どうも今日はありがとうございました。くまもとからの参加です。一つは、実際この廃炉負担金であつたり賠償負担金であつたりとか、そういった問題提起の中からですね、いろんな電気料金に関わる問題、電気に関わる問題が、今回一応明らかになったということがとても良かったというふうに思います。それとまあ残念なところとしては、今回意見陳述で、いろんなところで国の主張が間違っている、こういう事実はないというところを主張していたにもかかわらずですね、国側から何の反論も無かったというところについてはちょっと残念なことなのかなというふうに思いました。このことをより多くの方に知っていただく、そのことが一番大切だろうなというふうに思ひまして、皆で考えていくってということがやっぱり大事なことだろうと今回のことで強く思いました。今日はありがとうございました。
- 参加者H 早良区に住んでいるグリーンコープでんきの利用者です。地裁（一審）から傍聴参加していて地裁のときに勝つだろうというふうに思っていたんですけど、勝てなくて、今回この高裁で八田先生の意見書が出たということで、これで負けるということはないだろうと思っています。本当に何というか、政府の決定をする審議会にいた人だからですね、実際に証人尋問で話をしてもらえたらもっとよかったかなというふうな気もしないではないですけど、国側が反論しようという気持ちがないとか、反論できないとか、そういう状況になっているんだなっていうのもよく分かりました。ぜひ2月26日には勝利判決を聞きたいと思います。九州電力本店前でも、先週この裁判が結審になるかもしれませんよというふうに話をしたら、今日法廷に数人参加していたと思います。ぜひ勝利判決を！以上です。
- Gクラブ 今日まで皆さんどうもお疲れ様でした。私、学生の頃に卒論を書くのに八田先生の本も読んだ記憶があるんですけど、私は、ずっと国側のあっち側に行った人だと思っていたので、よく意見書を書いてくださったなと思ひました。というか、まあ裏を返せば、それだけ今国がやっていることがおかしいということの現れなんだろうなというふうに思ひました。皆さんおっしゃるようにマスコミの方でもですね、たくさん広めていただいて、少しでも判決までの間に多くの人がこのことを知ってくださったらいいなと。知ればおかしいことがよく分かりますので。あといいい判決が出ればいいなというふうに思ひます。
- 参加者I ひろしまから来ました組織委員です。本日まで弁護士の先生方、本当にありがとうございました。私はこの控訴審の途中から傍聴させてもらっています。裁判所に来たのも初めてで、そこから始まっています。回を追うごとに、次の期日が楽しみとか、これだけこっちが主張していることに対して、何か言い返してくるのかと、反論するんだたらなんて言うのだろうかとか、そういう楽しみな気持ちで来ていました。今日もドキドキしながら来たんですけど、国からは何も反論せずというところで、こちら側が押しているということをいろいろお聞きしましたが、応えないというのも戦略なんだと言われたときに、ああなんか正しいことだけが正しく決まっていけない世の流れとか、争点を作らないという考えがあるんだっていうとこで今日は一つまた勉強させてもらったなと思ひました。

2月の判決では、先ほど言われた40枚から60枚になるであろう判決文を法廷で裁判長が読んで、それを私たちが聞くことができるんですか。判決ってどういうふうに聞くんですか。

小 島 そうではないんですね。判決というのは判決の主文だけしか読まないの、控訴を棄却する、あるいは国の経済産業大臣の認可を取り消すという、そこしか読まないで判決理由は省略します。判決理由の文章を読まないといけないという形になります。多分そういう形になる可能性が高いと思います。

参加者I ありがとうございます。それすらもう分かってなくて、その判決が出た後にこういう報告会みたいな形でこう詳しく教えていただけるという流れですね。

小 島 そうですね。

参加者I 分かりました。ひろしまに帰って皆に伝えるときに次もまたしっかり聞いてもらいたいなと思って、どういう流れなのかちょっと聞きたいなと思いました。ありがとうございます。

小 島 2時からの判決なので、判決言い渡しが終わった後に書記官室のほうに行って判決書きをもらって、それをコピーして一生懸命読んで、報告集会のときにその内容を報告するということになると思います。

参加者I 分かりました。もちろん勝ってはほしいんですけど、難しい所もあるのかなって思いながらその日を迎えると思うんですけど、今日のご意見の中にも、勝つだけが変わる道じゃないっていうところもあったので、そういうのも含めて最後までこの内容をしっかり、いろんな組合員の人とかにも伝えられるように持ち帰りたいと思います。本日もありがとうございます。今日注目点を書いてあったのがすごくこの裁判を迎えるにあたって、分かりやすく自分の気持ちの持っていき方が示されていたのですごくよかったです。ありがとうございます。

参加者J 今日はありがとうございます。くまもとから参加しております。先日は馬場弁護士にくまもとにお越しいただいて学習会を開催していただきありがとうございます。くまもとの組合員の中には、よくわからない組合員もたくさんいたと思いますが、しっかり分かりやすく教えていただいたので、この裁判に向けてくまもとの組合員として皆で意識を向けることができたのではないかなと思っております。私もグリーンコープが裁判をするという話を聞いたときに、なぜグリーンコープだけがそんなことをするのかと思っていたんですけど、やっぱり学んでいくうちにグリーンコープの先輩組合員が話し合って検討されて行きました。これはグリーンコープだからこそできて、さらにしっかり支えてくださる弁護士の先生方との出会いというのもあって裁判ができたんだと学ばせていただきました。2月の判決では、先ほどおっしゃいましたが、私も報告集会で勝訴という旗だしが出せたらいいなと思っております。今日はありがとうございます。

進 行 ありがとうございます。それでは理事の皆さんにお願いしたいと思います。
安 部 皆さん、こんにちは。北九州地域理事長をしております安部と申します。この訴訟をするかもしれないということを聞いたときの私の立場は、まだ今のこの立場ではなく、ふくおかでは地域委員長と当時呼んでいて、15個ある支部の一つの支部の委員長でした。理事会で提案され、支部に持ち帰り話をするために一生懸

命提案文書を読むんですけれども、そもそも何でグリーンコープが裁判をするんだろう、裁判って聞くだけであまり関わりたくないというのが正直な印象でした。そういう中でも伝えなきゃいけないという立場であつたので、自分が理解をする、自分が反対であつたとしても、理解をして伝えるということを当時、自分が伝える相手の組合員の皆さんにお話をした記憶があります。その中で馬場弁護士の学習会を受けました。弁護士の先生のお話っていうのはすごく難しいお話をされるんだろうとちょっと最初から構えて聞いていたんですけれど、とても分かりやすいお話をしてくださって、おかしいと思ったことを聞くだけと、ただそのシンプルイズベスト、本当にそう言われたんですね。変だなと思ったことを聞くだけなんだよっていうのが私の中にストンと落ちて、それから支部で伝える時も伝えやすくなったなというふうに感じています。それもかれこれ何年前なんでしょうっていう感じなんですね。今、日本はすごくおかしいなと思っていることがたくさんあって、選挙とかにも一生懸命頑張っているんですけど一票投じたりもするんですけど、なかなかそれが伝わらない。それがストレートに聞ける、おかしくないですかって聞けるのが裁判なんだなっていうのを、ここ数年ずっと見ていて思っています。今回この結果がどうなるかはまだ分かりませんが、1回こういうことを経験、控訴審なので2回になるんですかね。他にもいろいろグリーンコープ裁判やっていますけれども、だんだん経験がついてきたので、いろいろなことが起こっても、今は「よし裁判！」っていうふうに進めるのかなというふうに思っております。今日はありがとうございました。

株 元 グリーンコープ生協くまもと東地域理事長をしております株元です。先日くまもとで馬場弁護士の学習会を受けたのですが、多分話を聞いた、初めて聞いた組合員も多かったと思います。そのときに素朴な質問で、託送料金に上乗せされる賠償負担金と廃炉円滑化負担金としていくらぐらい私たちは払っているんですかと聞いたときに、1ヵ月平均何十円ですという応答で、皆結構どよめいたんですよ。たった何十円なんだって多分皆思って、たった何十円のために裁判をしているのって多分思った人もいたと思うんですけど、私はそのときに何十円だから国は勝手に黙ってやってもいいんだと思われているのかとか、福島で困っている人たちを助けるためのお金だよって言えば国民は納得するでしょうみたいな、そういうのが見え隠れしているというところがいやらしいなと本当に思いました。だから組合員の皆が何十円って聞いたときのどよめきが、国の思うつぼだなとちょっと思ったのを覚えています。あと、私の娘が小学校4年生で10歳なんですけれども、大人が思うよりも本当に世の中のことをよく見ているなと思います。テレビでいろんなことをよく見えて、先日のどこかの党の代表が不倫したというニュースを見て、「お母さん不倫って何？」っていう質問を受けたぐらいです。本当によく見てよく聞いてくるんですよ。今回のこの裁判でわかったことは、やっぱり法律で決まっていなかったことを当たり前のように決めて国民にそれを求めているというところで、私は今の世の中、その託送料金だけでなく、それを超えて娘たちが大人になっていくときに他のことでもこういうことをされるんじゃないかって、例えば、台湾有事とかなんとかいろいろ言われていて、いつか子どもた

ちは知らない間に何か大きい戦争だったり、知らない間に巻き込まれていく。だってほらあのとき決まったでしょ、というように言われてしまいそうで怖いと思っています。そういうところに娘たちが巻き込まれることになるきっかけが、今までちょっとずつちょっとずつ、何十円のことだったりしたことがうまく進んで実績となっていき、最終的にそういうところにたどり着くのではないかと、毎回この裁判を傍聴したり勉強すると、ついそんなことまで考えてしまいます。子どもたちにしつけをするときに、法律は守らないといけんよとか、自転車に乗るときはヘルメットをかぶるのは法律に書いてあるからねって言います。こんなことがまかり通ればその法律がそもそも何なんだと子どもたちにちゃんと言えなくなるっていうのは良くないことだなと思うので、私たちの負担はたった何十円かもしれないし、託送料金って知らないかもしれないけれども、それがこれからの日本の未来につながっていくのかなと思うととっても大事な裁判だなと思っています。2月26日、令和の二二六事件みたいになったらいいかなと。まあちょっと違いますけど、なんか二二六って言ったら、私たちの裁判の判決日、みたいになったらいいなって思いました。以上です。

上川 畑 グリーンコープ共同体の組織委員長をさせていただきます上川畑と申します。自分自身は、組織委員会でやっていることって難しいことだとは思ってなくて、子どもたちにより良い社会を残すために皆で楽しくやろうね、いろんなことを知ろうねという、それで委員会に入ってきてくれると楽しいというのが伝わるというかなと思いつながりながら委員会をやらしていただいています。自分がグリーンコープのこの活動をしてくれる方々って、特別な方々ではなくて、ひとりの人間であり、ひとりの母親であり、そういう方々が少しでもいい社会を次の世代、ずっと先の世代に遺したいと思って自分たちにできることをできるだけやっていこうねってやっているだけです。多分、個人だったらできないんですよ、怖くて。でも何て言うか、子どもたちって個人で生きていくわけではないので、社会という中で生きていくので、そのことを考えるとあきらめたほうが楽なんですけど、あきらめたくないんですよ、やっぱり。そしてそれがすごく時間がかかって大変だったとしても、なかなか叶わなかったとしても、子どもたちが育った先でいつか、「あっ、お母さんたち、毎日バタバタバタバタしてたけど、こういうことだったんだ。自分たちのためにやっててくれたんだな」と気付くときも来るんじゃないかと思うんですね。そのとき社会がどうなっているか分からないけど、頑張ってくれた大人がいるという記憶は子どもたちを勇気づけてくれるんじゃないかと思っています。だから、難しいことしなくていいと思います。本当に子どもたちにより良い社会を残すために、大きなことはできないけど、あきらめずにいることはできるんじゃないかなと思うので、これからも皆さんと一緒に執念深くあきらめずに踏ん張っていきたいと思います。どうかよろしくお願いします。

小 林 皆さんこんにちは、くまもとの理事長をしております小林と申します。よろしくお願いいたします。くまもとのメンバー先の二人も申し上げましたように、先日馬場弁護士、それから東原常務、それから松田さんにおいていただいて学習会を開催しました。実は、くまもとでは裁判をするってときにはとっても勉強会など

をしていたんですけども、その後コロナ禍だったり、やっぱり長い裁判の中でみんなの関心が途切れてしまったりでしばらくできずにおりました。それをこの先週行ったんですけども、参加した皆さんが、初歩的なところから、「どうしてグリーンコープがこんな裁判をするの？」というところからお話をしていただきました。参加した皆さん、やっぱりおかしいことはおかしいって言うことの大切さということを感じていただいたんじゃないかなと思っています。先にこうメンバーが言いましたけれど、おかしいと思っていることを私たちはどこかで、長いものに巻かれろというような感じがあって、あきらめてしまうところがあると思うんです。でも、このことに関してこのように声をあげていったということは、そういうあきらめない姿勢というものを、のちの子どもたちにも、この社会に対しても見せることができる。これにとっても大きな意義があるんじゃないかと私は思っています。自分の人生を、ちっちゃいときとか思い返してみると、自分が裁判にこんなに関わるなんて思ってもなかったのも、毎回ここに座るたびにとても不思議な感じがするんです。それと同時に、先ほどくまもとの組合員さんがおっしゃったように、半分どこかにはらわたが煮えくり返るような腹立たしさというのどこか抱えていて、この学習会を受けているときもそうだったんですけど、どうして普通に考え、普通にという表現もよくなすかもしれないですけど、こう考えていったときにおかしいんじゃないって思うことがどうして国というところではできてしまうんだろうかと。本当に腹立たしたと不思議さという感情をいただいています。だからこそこの裁判に、理想は勝てればそれが一番だと思いますが、この裁判をしたことの意義というものを私たちは、結果がどうであれ、後々の人につなげていきたいなと思っています。私、いつも言うんですけども、熊本の前々知事の方がおっしゃっていた言葉で「現世は未来からの預かりもの」という言葉を使われるんですね。このこともそうだなと思います。私たちは後々の社会を預かって、未来から預かっているからこそ、このように声を上げて、そしておかしいよって社会に知らせる、私たちはこう思っているんだよと主張していく。そのことがこの裁判の大きな意義だと思っています。私が一番今日共鳴したことはこれです。「政治から独立している裁判が公正なご判断を下さることの意義はこの件についてとりわけ大きいと信じる」というこの八田先生の言葉、私、さっき小島弁護士がおっしゃった、もしこれで負けたときは日本の裁判所に希望はないというこの言葉がもうひしひしと私の中でぐるぐる回ってしまっていて、ぜひ希望ある裁判所であってほしいなと思っております。以上です。今日はありがとうございました。

坂 本 はい、ふくおかで理事長をさせていただいています坂本です。元々この裁判が始まる前のところは安部さんも言われていました。一審が始まったときは、ちょうどコロナ禍になってしまって、それまで全単協で裁判をするかしないかという検討を一生懸命していたのに、裁判が始まったら誰も来られないというそういう状況になっていました。今日、ふくおかから2名参加されていて、ちょっと時間がなくて先に帰られてしまいましたけれど。一審が始まった当初は、この近くにお住まいの方や、列車とか使わないでいい人たちだけが来るような、そういった状

況でした。でも今日はこのように、それでも帰られてしまっている方が多数いるようですけれども、たくさんの方が自由に来れるようになって、そして活動組合員だけではなくて、地域の組合員さんが情報を見て、話を聞いて行ってみたいと思ってこういうふうに来てもらっている。少しずつでもそうやってこの裁判に関心を持って、結果を知りたいと思っていらっしゃる人が増えてきたということはとてもうれしいし、関わってもらえることは有難いなと思っています。先日原子力市民委員会のオンライントークに日高代表と一緒に発言者として参加させてもらいました。誰でもオンライン参加できるということで、多分組合員の方も何人か参加されていて、通常よりもたくさんの方が参加されていたということです。託送料金訴訟に、グリーンコープとは違う方、原発を反対されている方がたくさんいて興味をもってそのオンライントークを見てくださったんだろうなと感じました。そうは言っても、この訴訟の論点とかが実はまだよく分かってないんですってというふうな意見を言われた方もいらっしゃるって、興味はあるけど、自分がお金（賠償負担金や廃炉円滑化負担金）を出している、それがどういうふうなものなのか、何が良くないのかってことが曖昧にしか分からない、そういった方もたくさんいるんだなということで、そういうことを今回の裁判の結果として、ここまでやってきた成果としてたくさんの方に知っていただけたらとても有難いなと思っています。またそのオンライントークのときに、金森さんという若い会計学者の方が、「会計自体はその事業体とか業種によって少しずつ変わっているんだけど、さすがにこれはひどすぎる」「これは恥ずかしすぎる」というふうに言われていました。今回こうやって弁護士の方、東原さんたちがこういうふうに論点を出してくださったので、大手電力会社の会計が変だったんだということに気づきましたけれど、そういうことは普通は全く気がつかない。裁判官もそこまで分からないって言われていたんですけど、やっぱり知らないことが多すぎて、でもこうやって知らせてくれる方、力を出してくださる方、協力してくださる方がグリーンコープにはたくさんいらっしゃるし、静岡でも応援して下さっている、このようにたくさんの方が関わって支えて下さっているということにとっても有難いなと思っています。オンライントークのときに金森さんの話を聞いて、これは是非学習したいなっていうふうに思いました。やっぱり知っていくことってとても大事だし、今後につながっていくなということを感じています。2月に判決が出るということなので、多分その日は、私は来れそうなので、ぜひこの場に来たいなと思っています。以上です。

小 林 すみません、素朴な質問で、訊いていいかわからないんですけど。私、実は裁判の間中とっても気になっていることがありました。被告席に座っていた国の方がすやすやとこくこくと寝てらっしゃったんですけど、そういうのっていうのはどうなんですか？いいことではないと思うんですけど、どういう気持ちで寝てらっしゃったのか、何というか、真剣さというか、こちらはこんなに熱い思いをもって真剣に向かっているのにそんなふうにされていると、なんかとっても肩透かしを狙っているみたいで、それも戦略なんですか。

東 原 疲れているんだと思います。あの方たちは弁護士ではなくて、おそらくは経済産

業省の官僚の人です。3年ごとに交代していく。だから、一審のときとは違う方々です。今日、小島先生も言われたし、ぜひ八田意見書の終わりのほうと、今日配っている「準備書面8」の「最後に」（65～69ページ）をぜひ皆さん読んでほしいんですけども、あの人たちが人間として、この職務を全うできるということであれば真剣に聞けるんだと思います。だけど、仕事としてさせられている、しかも自分たちの本心はどうなのかは分からない、八田先生はいみじくも頑張っている誠実な経済産業省の官僚たちの声を自分は代弁するつもりで書いたんで、決して国に対する裏切りとかではないって書いているんですよ。だから、今日、真ん中の女性の方がうつらうつらとされているのは激務の中で疲れ切っているんだらうなというふうに私は思いました。だから、そういう人たちの心に響く裁判であり続けたいなと今でも思います。そういう意味で控訴審はとっても小島先生はじめ、私たちの主張も意見書も人間ドラマなんだなというふうに私は感じています。以上です。

進 行 ありがとうございます。それでは、弁護士の先生方をお願いしたいと思います。
福 島 福島です。小島先生がいろいろと今日整理されたように、多角的な議論で、これを潰すというのは結構大変というか、その全体で裁量の議論をしたとしても、ケアしないといけないポイントってあるし、一個一個潰すともっと大変だし、どういうふうにこれを調理するんだらうっていうのはすごい気になるぐらい、論点を張っているような気がしています。特に会計のところとか、普通に会社とか費用計上をされているような業務であれば、普通にこれってどう処理したらいいんだらうというような素朴な難しさがあるんですけども、多分項目の下にも電源開発促進税とか、税としての項目があって、明らかにおかしいんですね。税だったら税と書けるし、負担金という意味が分からないので、それをどういうふうに裁判所が証拠として出ているものを整理するかっていうのは改めて見て、この裁判というものをしっかり受けとめてもらいたいなと思います。東原さんがおっしゃったように、国の人たちも仕事なので、彼らの本心というか、どう思っているかということと、仕事というのは別ではあるので、八田先生が書かれていたように、経済産業省の中の官僚の人でもこれに賛成、反対の人もあるし。一度確か、原発推進の中でリーク記事みたいな感じで、経済産業省官僚の人がこれおかしいという、匿名で書いた記事が確かあったと思うんですけど、そのように思っている人もいる中でそういう霞が関の空気で決まっているようなところと、その空気を変に感じている人っていうのもいると思います。そういう変だと思う人の思いとかが加味されての判決が2月26日出ればいいなと思った次第です。ありがとうございます。

馬 場 馬場です。大体もう皆さんがお話したことと同じような内容なので、同じことはもう繰り返しません。補足すると、今日は、国は反論しませんでした。私たちは八田先生の証人申請をしましたが、必要がありませんということで却下されてしまって、結審して判決が2月に言い渡されることになりました。証人申請認められなかったんですけども、もう私たちは国が反論しないだらうなと、証人申請却下されるだらうなって結審して2月か3月くらいに判決言い渡されるだろ

うなというのはもう大体分かっていました。今回の審理、今日の期日の内容、裁判所の進行は大体私たちの想定済みで、こちらの予定通りの流れかなというふうになっているというところが正直なところですよ。あと、国の方が1名、ちょっとうとうとしていたということは、疲れたというのがありますけれど、ちょっと私たちの小島先生の議論が結構高度なので、真ん中の方はついていけなかったのかなというような側面もあるかと。向かって一番裁判所側に座っている女性の方が一番頭が良い方なんですけども、それ以外の方は結構事務方の方が多いので、なかなか複雑なところになると付いてこれないのかなというのも一つの理由かなと思います。次、2月の判決のときの話なんですけれども、おそらくさっき小島先生が言った通り結論だけです。「控訴を棄却する」、もしくは「原判決を破棄する」、「理由は省略します。以上」ということで、多分、1～2分で終わる可能性が高いとは思いますが。ただだからと言ってそこに結構皆さんが集まることが極めて重要なので、判決言い渡しそのものは本当にあっけなく終わるものなんですけど、結構重要な期日なので、できれば傍聴に来てもらって、101法廷の傍聴席をいっぱいにしていただきたいと思います。判決理由は裁判官が読み上げないので分からないけども、その後に私たちが判決文をもらってそれを読んだ上で、報告集会でこんな理由で裁判は負けました、勝ちましたということをちゃんと説明するので、できれば報告集会とかにも皆さんきちんと来てもらったほうがより楽しい期日になるんじゃないかなと思います。以上です。

進行 日高代表理事、よろしくお願いいたします。

日高 皆さん、本当に長時間ありがとうございました。皆さんのお話を聞いていると、ちょっと力が湧いてくるような感じがしました。今日はくまもとの方がとっても多く参加されていて、「学習会をするって素晴らしいな」と思ったり、「やっぱり皆でこうやって考えていくこと大事だな」と思いました。私は、第二審から参加できるようになりました。宮崎から来ているので、なかなか参加できないこともありましたけど、控訴審からは大体参加させていただいています。やはり裁判所に来て傍聴することで、内容が難しいこともありますけれども、いつも言っていますけれども、熱い視線を送る、これが大事だなと毎回毎回思っています。そして、このように報告集会の中で弁護士の皆さんに紐解いていただいたり、皆さんとこの思いを共有できるというところがとても有難いな、感謝の時間だなと思います。私自身も本当にたくさんの気づきを皆さんの感想とか思いとか、弁護士の皆さんのお話とかを聞かせていただいて、毎回毎回新しい発見があり、気づきがあり、学びだなと思って、本当に感謝を申し上げたいと思います。次が2月26日ということで、もうワクワクですね。どのような判決が出るのか、でもなんだかもう勝つ気しかしないというか、これで負けたら裁判所もおかしいだろうと本当に思います。皆さんの言葉からも、私たちはちゃんと裁判に訴えてちゃんと司法に問いましたし、楽しみにこの2月までの3ヵ月を待ちたいなと思いました。その日までまたもっとたくさんの人たちに呼びかけて、2月26日は傍聴席をいっぱいにし、熱い視線を送りながら皆で見守りたいなと思いました。本当にありがとうございました。お疲れ様です。これからもよろしくお願いいたします。

進 行 それでは報告集会を終了いたします。遅い時間までありがとうございました。お疲れ様でした。

以上